大阪府は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、以下の指定障害児通 所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

- 1 指定の一部効力の停止対象事業者
- (1) 法 人 名 株式会社ともだちホームおおね
- (2) 代表 者代表取締役柴山菜穂子
- (3) 所 在 地 高槻市野見町3番14号 高谷ビル2F
- 2 事業所名及び所在地
- (1) 事業所名 放課後等デイサービスえーる(旧:放課後等デイサービスおおね)
- (2) 所 在 地 高槻市野見町3番14号 高谷ビル2F
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス
- 3 処分年月日

平成30年9月10日

4 処分の内容

指定の一部効力 (新規利用者受入) の停止 平成30年9月11日から3か月間

- 5 処分の理由
- (1) 不正の手段による指定

当該法人代表は、新たに法人を起ち上げ、大阪府へ指定申請を行ったが、事業開始から 2 か月間、児童福祉法第 21 条の 5 の 19 第 1 項「当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。」の基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしているとして申請し、指定を受けていた。